

申請書等における性別記載欄の見直しについて（調査結果）

性的マイノリティの人権擁護の観点から、本市の申請書や証明書等を全庁的に調査し、性別記載欄の見直しを進めることとしており、令和元年から継続して調査している。令和4年度の調査結果は以下のとおりである。

1 調査期間 令和4年12月28日～令和5年1月25日

2 調査基準日 令和4年4月1日

3 調査対象文書

(1) 市民が市に提出する書類（申請書、届出書、報告書、アンケート等）

(2) 市が市民に交付する書類（証明書、通知書、許可書、アンケート等）

のうち、性別記載欄を設けてあり、今後も継続的に使用が見込まれるもの。

4 調査結果

市に裁量がある書類について

項目	件数および割合					
	令和4年度		令和3年度		令和2年度	
市に裁量がある書類	96件		186件		212件	
性別欄が削除可能な書類	51件	53.1%	113件	60.8%	128件	60.4%
うち削除済み	11件	21.6%	56件	49.5%	47件	36.7%
うち削除予定	40件	78.4%	57件	50.5%	81件	63.3%
性別欄が削除不可な書類	45件	46.9%	73件	39.2%	84件	39.6%
うち工夫して対応	21件	46.7%	25件	34.2%	12件	14.3%
うち未対応	24件	53.3%	48件	65.8%	72件	85.7%

※性別記載欄のある書類の数＝前年調査書類－前年削除済－廃止＋新規書類

5 まとめ

令年度、市に裁量がある書類のうち性別記載欄の削除可能な書類は、記載欄の削除や書類の廃止で減少して51件となり、そのうち21.5%（11件）が性別欄を削除していた。また、削除可能な書類は45件あり、「男・女の2択にせず、『空欄』や『答えたくない』という選択肢を追加する」など工夫している書類が46.7%（21件）と前回調査と比較して12.5%増加するなど見直しが進んでいる。

今後も、性別記載欄を削除するよう働きかけるとともに、削除不可能な書類について工夫して対応するよう求めていく。また、市に裁量のない書類については県や国の動向を注視し、記載方法の変更があった場合は遅滞なく変更とともに、性的マイノリティの人権擁護に関する職員研修も引き続きおこなっていくことで、誰もが住みよいまち鯖江になるよう推進していく。